

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

緊急事態宣言の期間延長に伴う私立学校の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は9月9日に、本県の緊急事態宣言の期間を9月30日まで延長することを決定しました。

これに基づき、同日、県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応」が決定されました。

つきましては、各私立学校におかれては、上記を踏まえ、令和3年8月25日付け学事第682号「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の私立学校の対応について (通知)」により、引き続き徹底した感染拡大防止の対応をお願いします。

また、寮や寄宿舎においては、上記通知の別紙を参考に改めて感染対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

- 私立小・中・高等・特別支援学校長宛て通知
令和3年8月25日付け学事第682号
「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の私立学校の対応について (通知)」
令和3年8月30日付け学事第700号
「私立学校における当面の臨時休業等の目安について (通知)」
- 県立学校長宛て通知
令和3年9月10日付け教高指第1358号
「緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応について (通知)」
- 市町村教育委員会教育長宛て通知
令和3年9月10日付け教義指第706号
「緊急事態宣言の期間延長に伴う市町村立学校の対応について (通知)」

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558